6.23 大毎

藤永田の職工

解決を見て續々復職

會社側では調査の上決定

解職者には解雇手當を支給する

藤永田造船所では兩工場を合せて目下從業者七百餘名であるが爭議解決を見て職工等は一歩づゝ解決が着いたので續々復職する者が出來たが職工側では大部分復職の申込書を各自持參して二十三日會社側に出頭する事になつたが會社側では各方面から各個人に付き調査の上で決定することになり現在の處では入場を斷つてゐる。一方會社側から二十二日午後六時迄に復職することになつてゐる。罷業職工五百餘名は特に任意退職として解雇手當を支給することゝなつたが一同は明二十三日天王寺公園に集まつて退職會を開催することになつた

爭議の報告演説を許す

藤永田罷業職工の委員大島新一外五名は二十二日午前十一時頃所轄泉尾署に佐藤署長を訪ひ藤永田爭議の報告演説に付きその許可を願ひ出たが、署長は色々と訓戒の上快くそれを許可した

藤永田罷業團に白米十俵

久保田鐵工所泉尾工場職工一同から藤永田職工に對して白米十俵を寄附することゝなり職工側では二十二日午後四時から之を受取ることゝなつてゐるが職工側の事務所は明日倶樂部から猪居の三條市場町赤二郎宅に移して目下二百名餘の職工が集合してゐる

藤永田の報告演説會

6.23 大毎

大阪藤永田造船所の勞働爭議に關する報告大演説會は昨二十三日午後六時から公會堂本館樓上に於て開催された各勞働團の代表者數名の演説があつて後鈴木會長[illegible]詳細な報告がなし『遂に勞働者の要求は貫徹されず團體交渉權は確認されない今や日本の勞働運動は生温い協調が許されない我等は最後の目的が貫徹する爲には飽く迄階級鬪爭を辭せぬ』と結び引續き二三の演説があつて同十時閉會した

6.23 大朝

職工側の讓歩で

藤永田遂に解決す

二十二日から全部出勤する

夕刊既報の如く藤永田爭議の調停に立つた日野氏は二十一日正午共益社に[illegible]賀川氏及び職工側は日野氏の[illegible]提案に對して全く同意を表し所主側の回答を待つてゐたが、夜に入つても何等の沙汰なく、日野氏及賀川氏、職工幹部等は全く八時間を空費してゐたが午後八時に至つて永田氏宅より電話で日野氏の來訪を乞ふ由を傳へて來たので日野氏は直に西成區[illegible]町なる永田氏宅に赴き直々協議に入つたがその内容は雙方とも絶對秘密を守つて何事も語らず（某紙に調停成るとあるは事實無根）罷工幹部は深更まで回答を待ち、賀川氏も亦共益社に宿ることゝなつたが傳聞する所に依れば所主側は解雇手當問題で悩んでゐるらしく會社側が職工側から職首者を出しても差支ないから其の人名を日野氏迄申出られたしと言つたのに對しても回答の要否もなさぬのは所主側として此際可及的多數の職首を希望してゐるが解雇手當に關係を及ぼすので容易に承諾すべくも見えなかつた藤永田の勞働爭議も日野氏の切なる勸告により午後十時に至り結局左の回答案を作成して日野氏に手渡したので、日野氏は直に共益社に引返し其旨を賀川氏及び職工幹部に通知すると賀川氏は職工側に於ては再び讓歩して同意することになつた

回答書

一、勞働者が他の勞働團體に加入するの自由を妨げず

二、去る八日附回答の（ロ）の交涉範圍は左の事項となす

一、一般的賃銀の增減

二、作業時間の伸縮

三、保健衞生互助共濟其他職工全般福利增進の爲めにする事項

三、今回に限り任意退職と雖も六月八日附回答第五項に準じて手當金を支給す

六箇月未滿 三十日分

一年未滿 四十五日分

一年以上一箇月を增す每に一日分を加算す臨時職工は之に準ず

其他は凡て六月八日附回答案を承認す 以上

此處に於いて縺れに縺れた藤永田爭議も幾多迂餘曲折の後大團圓になつたわけで職工千三百名は二十二日より復職することゝなり從つて明日倶樂部も住吉支部も解散することゝしたが此際退職者は任意の形としてゐる

解決後の藤永田は

復職者千二百名

解職者六百七十八名

友愛會が就職運動

大阪藤永田造船所の爭議解決後の廿三日は本工場並に新工場が合せ從業者八百六十名が出勤し午後は同日正午までに千二百名に上つた又解職者は總計六百七十八名で

▽會社側 では之等の者に對し同日午後一時から五時までの間に新規定に依る解雇手當を支給した一方解職者を纏めんが爲め友愛會主催の[illegible]會は同日午後九時から

▽天王寺 公園運動場で催す筈となり午後一時迄に終了名の應募者あり會社から場內に於て前記藤永田其他の解職者の爲めに[illegible]を斡旋し勞働家を高唱した（廿三日大阪發）

騒擾職工收監

合計十一名

藤永田職工の騒擾事件に付き二十二日檢事の[illegible]（二）の兩名は令狀を執行せられ北區分監に收監せられたに付て同事件の取調べも一段落付けたらしく合計十一名の收監を見た譯である（廿三日、大阪發）